

放置船舶等を撤去しました！

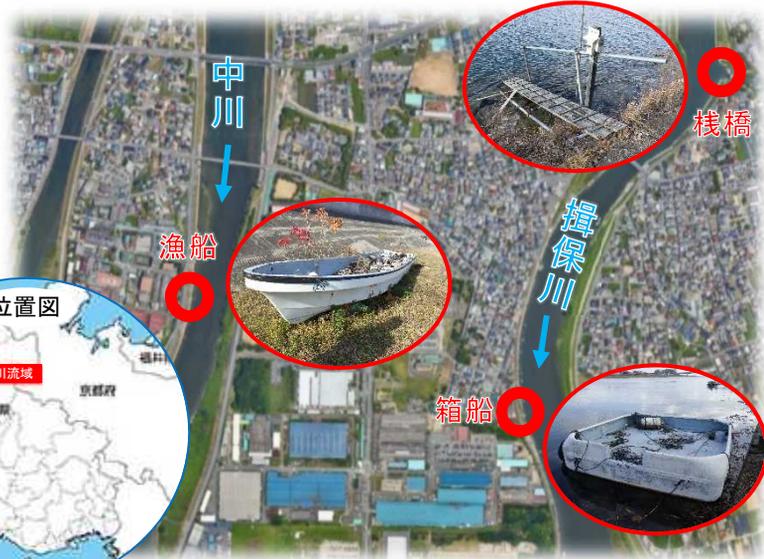
～揖保川・中川における簡易代執行～

令和5年3月3日

姫路河川国道事務所

揖保川及び中川の下流に放置されていた船舶及び棧橋について、警告看板設置、巡視の強化等の措置を講じるも、所有者を特定することができず、撤去を命ずべき者を確知することができなかつたため、河川法第75条第3項に基づく簡易代執行を実施しました。

執行日：令和5年3月3日（金）
対象：漁船1隻、箱船1隻、棧橋1基



不法工作物の発見

所有者の調査

§ 77① 警告看板の設置

§ 75③ 公告
(撤去等の措置を行う旨)

§ 75③ 簡易代執行

§ 75④ 物件の保管

§ 75⑤ 公示
(除去・保管した物件等の返還方法)

§ 75⑤ 官報公示
(公示後も所有者等が判明しない場合)

§ 75⑩ 所有権が国に帰属

廃棄処分

6ヶ月後



～今後の予定～

簡易代執行により除却・保管した物件について、所有者から返還の申し出がない場合は、河川法第75条第10項により当該物件の所有権が国に帰属された後、廃棄処分を行う。

【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 河川管理第一課
〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-250 079-282-8505



話そう
はりま